

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ほうおう（以下「事業者」という。）が設置するぼけっと（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児童の保護者および障害児童の意思及び人格を尊重し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児童の意向、障害児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき障害児童に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児童に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。
- 2 事業所は、障害児童の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児童の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
 - 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害児童の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 事業所は、障害児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
 - 5 前4項のほか、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和7年富山県条例第15号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ぼけっと
- （2）所在地 富山県高岡市石瀬321番地36

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員。管理者と兼務。）

児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる放課後等デイサービス計画の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- ア) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児童について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児童の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児童の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- イ) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児童に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児童に対して十分に説明し、理解を得る。
- ウ) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児童の生活に対する意向、障害児童に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成する。この場合において、障害児童の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努める。
- エ) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児童に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求める。
- オ) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児童に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- カ) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付する。
- キ) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行う。
- ク) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定

保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。

1 定期的に通所給付決定保護者と障害児童に面接する

2 定期的にモニタリングの結果を記録する

ケ) 第2項(ア)から(カ)までは放課後等デイサービス計画の変更についても準用する。

(3) その他職員

児童指導員又は保育士 2名以上(うち1名以上は常勤職員)

放課後等デイサービス計画に基づき、障害児童に対し適切な指導等を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の休日、お盆、年末年始、及び事業者が指定する日を除く。

土曜日の利用に関しては、当事業所の定めるところによる。

(2) 営業時間 学校登校日：午前9時00分～午後6時00分

学校休業日：午前9時00分～午後6時00分

土曜日：午前8時30分～午後5時00分

(3) サービス提供時間 学校登校日：午後2時00分～午後5時00分

学校休業日：午前9時30分～午後4時30分

土曜日：午前9時00分～午後4時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(事業の主たる対象となる障害の種類)

第7条 事業の主たる対象の障害の種類は、以下のとおりとする。

知的障害、精神障害(発達障害を含む)

(放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本事業及び内容

ア) 日常生活における健康・生活支援

健康状態の維持・改善、生活リズムや生活習慣の形成、基本的生活スキルの獲得の支援

イ) 運動・感覚領域の維持・向上

運動能力や感覚統合の支援

ウ) 認知の発達や行動の習得支援

認知機能の向上や適切な行動の獲得の支援

エ) 言語・コミュニケーションの向上・促進支援

言語能力の向上や適切なコミュニケーションスキルの支援

オ) 人間関係・社会性の形成

他者とのかかわりの中での社会性の発達と集団活動や社会参加の支援

(3) 地域社会との交流機会

(4) 関係機関との連携

(5) 相談・助言およびレスパイトケア等の保護者支援

(6) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 放課後等デイサービスを提供した際に受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として児童の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 放課後等デイサービスにおいて提供する便宜に要する費用として、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものの費用の支払いを受けることができるものとする。(詳細は重要事項説明書に記載)

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 第1項および第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所給付決定保護者及び障害児童は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 障害児童の健康状態に異常のあるとき又は体調不良のときは、事業所の職員に知らせること。

(2) 設備・備品等を使用する際は職員の指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、障害児童が同一の月に事業者が提供する放課後等デイサービスおよび他の障害児通所支援事業者等が提供する通所支援を受けた場合において、当該障害児童の保護者から依頼があったときは、当該放課後等デイサービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

2 前項の場合において、事業者は当該放課後等デイサービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の通所支援を提供した障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、高岡市の全域とする。ただし、実施地域外であっても希望者を受け入れる場合がある。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第13条 現に放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第15条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- （2）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防まん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施しなければならない。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（安全計画の作成）

第17条 事業所は、障害児童の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に安全計画の見直しをおこない、必要に応じて安全計画の変更をおこなう。

（苦情解決）

第18条 提供した放課後等デイサービスに関する障害児童又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により富山県知事又は市町村長（以下富山県知事等という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児童又は通所給付決定保護者その他の当該障害児童の家族からの苦情に関して富山県知事等が行う調査に協力するとともに、富山県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、富山県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を富山県知事等に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第19条 事業所は、その業務上知り得た通所給付決定保護者及び障害児童その他の当該障害児童の家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他

関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た通所給付決定保護者及び障害児童その他の当該障害児童の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た通所給付決定保護者及び障害児童その他の当該障害児童の家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、通所給付決定保護者及び障害児童その他の当該障害児童の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（身体拘束等の禁止）

第20条 事業所は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児童又は他の障害児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児童の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第21条 事業所は、障害児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児童の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児童の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- （2）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第22条 事業所は、障害児の事業所外での活動、取り組み等のための移動その他の障害児童の移動のために自動車を運行する時は、障害児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児童の所

在を確実に把握することができる方法により、障害児童の所在を確認する。

- 2 事業所は、障害児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びのこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児童の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く）を日常的に運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児童の降車の際に限る）をおこなう。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、従業員の資質向上のため研修（第19条に規定する身体拘束の適正化のための内容及び第20条に規定する障害児童の人権の擁護、虐待の防止等のための内容を含む。）の機会を採用後3ヶ月以内に設けるものとし、また、必要に応じて業務体制を整備する。
- 3 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児童に対する指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。
 - （1）指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
 - （2）放課後等デイサービス計画
 - （3）県及び市町村への通知に係る記録
 - （4）身体拘束等の記録
 - （5）苦情の内容等の記録
 - （6）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ほうおうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年 6月 15日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和7年 2月 1日から施行する。